

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

公民連携の強化によるリノベーションまちづくりの発展的事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

沼津市

3 地域再生計画の区域

沼津市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

本市は、2015年度からリノベーションまちづくりに取り組み、2017年度には新たに18人の従業者を生み出すなどの成果を挙げることができた。しかしながら、市内に大学が無く、多くの若者が進学を機に首都圏へ転出する本市においては、従来型産業の更なる縮小の影響もあり、直近の全市従業者数は約4%の減少となっている。また地価も周辺都市が上昇局面に転じる中、2.2%の下落と下げ止まりが見えず、まちの魅力が喪失している。自立・自走的に雇用と居住の好循環を生み出していくことを見据えると、起業者や専門家の更なる取込みや財源確保を通じた個別事業の発展など事業効果の拡大に課題を残す状況であることから、これまでの取組みに続く次なるステージとして、以下のポイントを強化し、より広範な人材発掘、起業ニーズへの対応を図るとともに、まち全体への波及拡大に繋がる取組みへと深化させる必要がある。

- ①「物件単体のリノベーションからエリアリノベーションへの深化」による稼げるエリアが新たな起業者を呼び込む好循環の拡大
- ②「公民連携による民間主導の自立・自走化」で、稼ぐ力による財源確保及び自立できる仕組み構築
- ③「持続的な人材輩出の仕組み構築」で、より広範かつ多様なニーズを持つ起

業者や専門家の参画拡大

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

製造業や卸売・小売業など従来型産業の停滞による雇用の減少により、人口減少、少子高齢化が進む本市では、これまでも様々な施策を展開してきたにもかかわらず雇用の喪失と転出超過の悪循環を断ち切れず、いかに時代に合った働き方、暮らし方を創出するかが都市経営における重点課題であった。

こうした状況下にあって、場合によっては大規模な行政支出を伴う「ないものをつくる」施策から転換し、遊休不動産や公共施設・公共空間などすでにあるものを公民連携の手法により活用し、低投資ではあるもののイノベーティブな起業を多面的な取組みにより複数連鎖的に生み出し、これら起業家による人的資産や良質な都市環境を呼び水に、雇用と居住の好循環を実現する。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度 増加分 1年目	2020年度 増加分 2年目	2021年度 増加分 3年目	KPI増加分 の累計
本事業を通じて増加した従業者数(人)	18	22	28	34	84
本事業を通じて増加した居住者数(※UIJターンによる就職者数を含む) (人)	13	20	28	44	92
まちなか重点エリアにおける歩行者通行量の増加率(地点:新仲見世商店街南交差点、基準:2014~2018の5か年平均) (%)	100	0	0	11	11
まちのコーディネーターの支援による起業件数(件)	1	4	7	10	21

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

公民連携の強化によるリノベーションまちづくりの発展的事業

③ 事業の内容

<物件単体のリノベーションからエリアリノベーションへの深化>

これまでの取組みを通じて事業化案件が一定数集積する重点エリアに、遊休不動産を活用した実事業をさらに集約し、事業間連携を促すとともに、前面道路など公共の空間や施設の活用・再編に取り組み、事業効果の面的展開を図る。

<公民連携による民間主導の自立・自走化>

上記の取組みと併せて、民間事業者・地権者・行政が一体となり、道路を利用しやすい空間にするためのハード整備と管理手法などソフト面の検討を並行して行うとともに、地域再生エリアマネジメント負担金制度等の将来的な活用検討を行うなど、民間の稼ぐ仕組みによる持続的なエリア再生を目指すことにより、検討プロセスを通じた公民連携の取組みの深化を図る。また、事業推進の上での外部専門家依存の脱却を目指した地元人材の育成及び活用等により、本事業の民間主導による自立・自走化を実現する。

<持続的な人材輩出の仕組み構築>

民間のコワーキングスペースを活用し、コーディネーターの指導のもと、起業を志す者が集い・学び・交流できる場の提供、女性や若年者向けセミ

ナー・ワークショップの開催などを通じたより広範な起業者の開拓とともに、求人・求職双方への支援強化によるU I Jターンニーズへの対応など、起業者や専門家の人材不足などの課題を解決し、持続的に人材輩出される仕組みを構築する。こうした人材が上記に掲げる取組みへ参画することで、新たな実事業が生まれ、エリアの価値が向上し、さらなる起業者を呼び込む好循環を生み出す。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

事業の始動期を行政と商工会議所が推進主体として牽引する中で、稼ぐ力を備えたまちのコーディネーターを発掘、育成、組織化し、彼らの事業収益を財源とする仕組みについても検討を進め、4年目以降は民間による自立・自走の取組みへ移行することを目指す。

【官民協働】

民間は遊休不動産を活用した事業を自らリスクを負って実施し、行政は事業の方向性や進み方を共有する枠組みを整備するなど、適切な役割分担に基づき、事業が事業を呼ぶ好循環を生み出す。また、公共空間活用や地元人材による自立・自走化を通じ、民間の事業収益を原資とした財源確保に努め、持続的な事業推進を目指す。なお、民間事業については、低廉な賃料が期待できる遊休不動産を活用するものであることから、事業リスクを小さく抑えることができ多くの起業者の参画や確実な事業実施が期待できるものである。

【地域間連携】

同事業に取り組む県内他市を中心に、先駆的な取組みの情報やノウハウを共有し、効果的な事業推進を図るとともに、それぞれの取組みが成果をあげることで、東京一極集中の是正など、より大きな政策課題に対する効果の発現を目指す。

【政策間連携】

庁内横断的な組織（プロジェクトチーム）を「まちづくり政策課」を核に設置し、中心市街地の再生、民間主導の地域づくりなどの多面的な施策を有機的に結びつけ、都市のスポンジ化や地域コミュニティの停滞などの政策課題への対応を図るとともに、各施策における根源的な課題である「雇用と人口の減少」に連携して対応する。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
4-2の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

学識経験者や商工関係者、市民等で構成する外部組織「沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会」において、毎年度、本事業を含むまち・ひと・しごと創生総合戦略事業について効果検証を実施する。

さらに、本事業に関しては、別途、「リノベーションまちづくり推進連絡会議」において、本施策の企画、実施方針のほか、効果についても毎年度検証する。

【外部組織の参画者】

（沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会）

学識経験者、商工会議所、自治会連合会、金融機関、行政、市民など
（リノベーションまちづくり推進連絡会議）

地元金融機関、政府系金融機関、行政（県・市）教育機関、商工会議所、観光協会、商店街連盟、建築士会、建設関係事業者、不動産関係事業者など

【検証結果の公表の方法】

検証結果については、速やかに市HPで公表を行う。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 109,971千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 中心市街地まちづくり戦略

ア 事業概要

鉄道高架事業を契機とした中心市街地の将来像の検討を進める「中心市街地まちづくり戦略」の取組みと連携し、適切なエリア分担のもと施策を進める。都市のスポンジ化が進行する本市中心市街地において、本事業の特徴である実績先行型アプローチにより目に見える形で相互連携をはかりつつ中心市街地の再生を進めることができる。

イ 事業実施主体

沼津市

ウ 事業実施期間

2018年4月1日から2022年3月31日まで

(2) 民間支援まちづくりファンド事業

ア 事業概要

意欲ある市民や事業者が自発的に行う新たな取り組みや、人と人をつなげる交流の場づくりに対して財政的な支援を実施する「民間支援まちづくりファンド事業」との連携により、遊休不動産の公益性の高い活用を後押しする。また、コミュニティ活動の事業拡大、収益事業化などを目指したハンズオン支援により、事業者の輩出や育成につなげる。

イ 事業実施主体

沼津市

ウ 事業実施期間

2016年4月1日から2022年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。